

付議案第 17 号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年福岡市条例第 66 号）により教育職給料表等が改定されたこと等に鑑み、会計年度任用職員の給与の改定を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1

1 給料表(1)

	A	B
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	177,200	314,100
2	178,700	315,100
3	180,300	316,100
4	181,800	317,100
5	183,400	318,100
6	185,300	318,700
7	187,100	319,300
8	189,000	319,900
9	190,700	320,500
10	192,800	321,000
11	194,800	321,500
12	196,800	322,000
13	198,800	322,600
14	200,900	323,200
15	203,000	323,800
16	205,100	324,400
17	207,300	324,900
18	209,400	325,500
19	211,600	326,100
20	213,500	326,700
21	215,700	327,100
22	217,300	327,600
23	218,800	328,100
24	220,300	328,600
25		329,000
26		329,400
27		329,800
28		330,200
29		330,600
30		331,000
31		331,400

備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。

2 給料表(3)

号 給	給料月額
1	255,500
2	256,700
3	258,000
4	259,100
5	260,300
6	261,600
7	262,600
8	263,700
9	264,400
10	265,400

備考 この表は、第
2条第3項第3
号に掲げる職務
に従事する職員
に適用する。

3 給料表(4)

号 給	給料月額
	円
1	256,400
2	257,400
3	258,500
4	259,900
5	260,900
6	261,900
7	262,900
8	263,900
9	264,900
10	265,900

備考 この表は、第
2条第3項第4
号に掲げる職務
に従事する職員
に適用する。

別表第2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額		
第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円。ただし、	1号給 2号給 3号給 4号給 5号給 6号給 7号給 8号給 9号給 10号給 11号給 12号給 13号給	7,974円 8,041円 8,113円 8,181円 8,253円 8,338円 8,419円 8,505円 8,581円 8,676円 8,766円 8,856円 8,946円
第2条第3項第2号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円		
第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円		
第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,500円		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号。以下「条例」という。）第11条の5から第11条の7までの規定に基づき、福岡市立高等学校（以下「高等学校」という。）、福岡市立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）、福岡市立小学校（以下「小学校」という。）及び福岡市立中学校（以下「中学校」という。）の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号。以下「条例」という。）第11条の5から第11条の7までの規定に基づき、福岡市立高等学校（以下「高等学校」という。）、福岡市立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）、福岡市立小学校（以下「小学校」という。）及び福岡市立中学校（以下「中学校」という。）の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p>

現 行			改 正 案		
別表第1			別表第1		
1 給料表(1)			1 給料表(1)		
	A	B		A	B
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	164,100	209,800	1	177,200	314,100
2	165,600	211,400	2	178,700	315,100
3	167,100	213,000	3	180,300	316,100
4	168,600	214,600	4	181,800	317,100
5	170,200	216,100	5	183,400	318,100
6	172,000	217,700	6	185,300	318,700
7	173,800	219,300	7	187,100	319,300
8	175,600	220,900	8	189,000	319,900
9	177,400	222,600	9	190,700	320,500
10	179,400	224,300	10	192,800	321,000
11	181,400	226,000	11	194,800	321,500
12	183,400	227,700	12	196,800	322,000
13	185,300	229,400	13	198,800	322,600
14	187,400	231,200	14	200,900	323,200
15	189,500	233,000	15	203,000	323,800
16	191,600	234,800	16	205,100	324,400
17	193,800	236,500	17	207,300	324,900
18	196,200	238,000	18	209,400	325,500
19	198,600	239,500	19	211,600	326,100
20	201,000	241,000	20	213,500	326,700
21	203,300		21	215,700	327,100
22	204,900		22	217,300	327,600
23	206,500		23	218,800	328,100
24	208,100		24	220,300	328,600
			25		329,000
			26		329,400
			27		329,800
			28		330,200
			29		330,600
			30		331,000
			31		331,400
備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。			備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		

現 行		改 正 案	
2 給料表(3)		2 給料表(3)	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
	円		円
1	209,800	1	255,500
2	211,300	2	256,700
3	213,000	3	258,000
4	214,600	4	259,100
5	216,100	5	260,300
6	217,800	6	261,600
7	219,500	7	262,600
8	221,200	8	263,700
9	222,600	9	264,400
10	224,400	10	265,400
11	226,200		
12	227,900		
13	229,400		
14	231,200		
15	233,000		
16	234,800		
17	236,500		
18	238,200		
19	239,800		
20	241,400		
備考 この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		備考 この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。	

現 行		改 正 案	
3 給料表(4)		3 給料表(4)	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
	円		円
1	209,800	1	256,400
2	211,200	2	257,400
3	212,800	3	258,500
4	214,300	4	259,900
5	216,000	5	260,900
6	217,700	6	261,900
7	219,400	7	262,900
8	221,100	8	263,900
9	222,400	9	264,900
10	224,100	10	265,900
11	225,800		
12	227,400		
13	228,800		
14	230,500		
15	232,200		
16	233,900		
17	235,500		
18	237,200		
19	238,800		
20	240,400		
備考 この表は、第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		備考 この表は、第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員に適用する。	

現 行

別表第2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額
第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円。ただし、
	1号給 7,384円
	2号給 7,452円
	3号給 7,519円
	4号給 7,587円
	5号給 7,659円
	6号給 7,740円
	7号給 7,821円
	8号給 7,902円
	9号給 7,983円
	10号給 8,073円
	11号給 8,163円
	12号給 8,253円
	13号給 8,338円
	14号給 8,433円
	15号給 8,527円
	16号給 8,622円
	17号給 8,721円
	18号給 8,829円
19号給 8,937円	
第2条第3項第2号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円
第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,900円
第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,400円

改 正 案

別表第2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額
第2条第3項第1号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円。ただし、
	1号給 7,974円
	2号給 8,041円
	3号給 8,113円
	4号給 8,181円
	5号給 8,253円
	6号給 8,338円
	7号給 8,419円
	8号給 8,505円
	9号給 8,581円
	10号給 8,676円
	11号給 8,766円
	12号給 8,856円
13号給 8,946円	
第2条第3項第2号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円
第2条第3項第3号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円
第2条第3項第4号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	8,500円

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年福岡市条例第66号）により教育職給料表等が改定されたこと等に鑑み、会計年度任用職員の給与の改定を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）給料表の改定

常勤職員に適用される教育職給料表の改定及び福岡県市町村立学校に勤務する非常勤講師との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の給料表の改定を行う。

【非常勤講師に適用する常勤職員の給料表の号給】

区 分	給料表	現 行	改定後
高校	教育職(1)	25号給～44号給	105号給～135号給
特別支援学校	教育職(3)		50号給～59号給
小・中学校	教育職(4)		51号給～60号給

（2）給料の調整額定額表の改定

常勤職員に適用される給料の調整額定額表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料の調整額定額表の改定を行う。

※ 給料の調整額は、職務内容や勤務条件が、他の職に比べ著しく特殊な職に対し、その特殊性に応じ調整給として支給するものであり、特別支援学校に勤務する職員や小中高の特別支援学級等に対応する職員に対して支給するものである。

（3）その他

所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

付議案第 18 号

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。)第 3 条第 8 項に基づく、半日勤務時間の割振り変更について、本市職員の健康保持及び職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、より利用しやすいものとするため、福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程について所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 6 号)の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条第 1 項中「4 時間」の次に「(任命権者が特に認める場合にあつては、3 時間 45 分)」を加える。

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市教育委員会訓令第6号）新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(半日勤務時間)</p> <p>第4条 条例第3条第8項の任命権者が定める勤務時間は、4時間とする。</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、前条第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(半日勤務時間)</p> <p>第4条 条例第3条第8項の任命権者が定める勤務時間は、4時間 <u>(任命権者が特に認める場合にあっては、3時間45分)</u> とする。</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、前条第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>以下略</p>

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

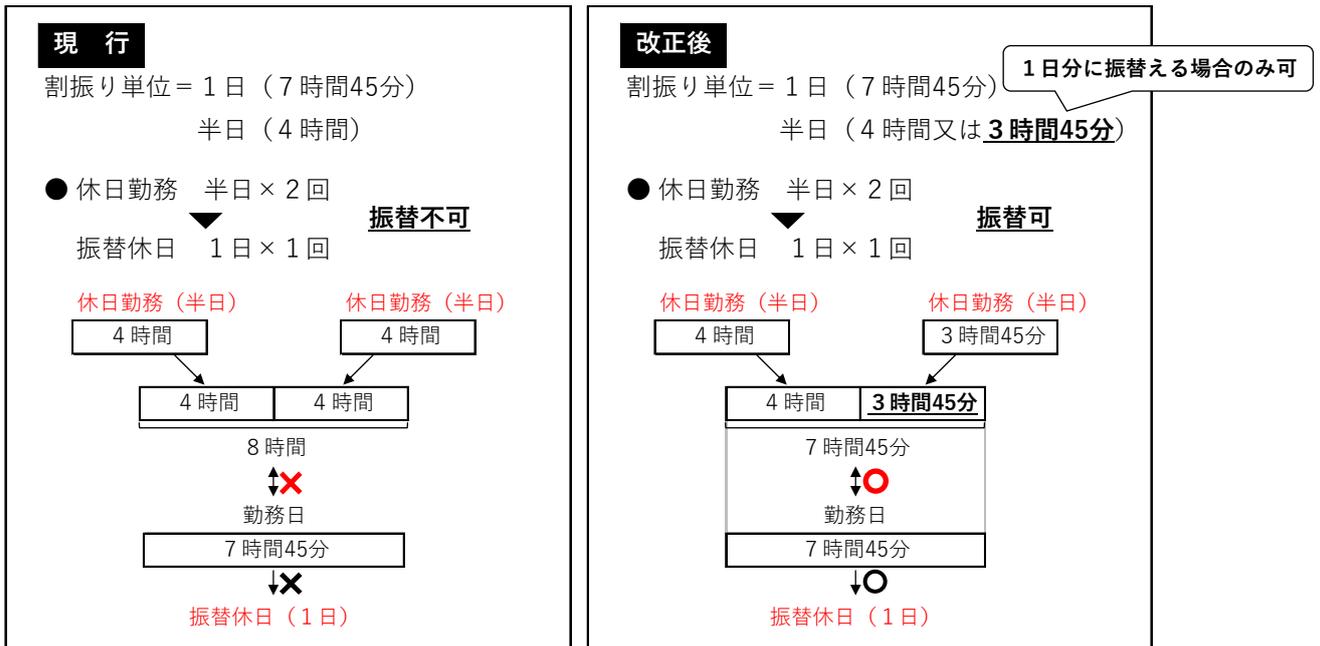
福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 55 号。）第 3 条第 8 項に基づく、半日勤務時間の割振り変更について、本市職員の健康保持及び職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、より利用しやすいものとするため、福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

代休制度において、「3 時間 45 分」の割振り単位を設ける。

※ 「3 時間 45 分」の割振り単位については、1 日分を振替休日とする場合に限り可能（半日分の場合は不可）

【運用イメージ】 ※休日勤務（半日）× 2 回する場合



3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日